

## 区分所有法 集会の招集 宅建 H13-15-4 <<#581>>

【問】 正誤をつけよ。

管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならないが、集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 集会の招集【宅建 ★基本頻出】

管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならない。（区分法34条2項）

《ポイント》 招集手続の省略【宅建 ★基本頻出】

集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。  
(区分法36条)